

第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年2月27日（木）

場 所：庁議室

議 題 新型コロナウイルス感染症の状況と県主催のイベント
への対応について

次 第 1 開会
2 本部長指示
3 状況報告
4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	知事	谷本 正憲
副本部長	副知事	中西 吉明
	副知事	竹中 博康
本部員	教育長	田中 新太郎
	警察本部長	小西 康弘
	総務部長	吉住 秀夫
	危機管理監	伊藤 信一
	企画振興部長	加藤 隆佳
	県民文化スポーツ部長	清水 克弥
	健康福祉部長	北野 喜樹
	生活環境部長	脇田 明義
	商工労働部長	徳田 博
	観光戦略推進部長	山本 陽一
	農林水産部長	遠藤 知庸
土木部長	竹俣 隆一	

新型コロナウイルス感染症について

1 現況

(国内) ※ 厚生労働省発表 (2月27日9時現在)

・感染者 186名

・死亡者 3名

※ ほか、クルーズ船の乗員乗客として感染者705名(死亡者4名)

(県内) ※ 2月27日9時現在

・感染者 4名

→ 感染者1 (2/21): 県内在住の50代男性(石川県職員)

感染者2 (2/22): 県内在住の10代男性(感染者1の同居者)

感染者3 (2/24): 県内在住の50代女性(感染者1の濃厚接触者)

感染者4 (2/24): 県内在住の60代男性(会社員)

2 本県の対応

1月9日 県ホームページ等により、広く県民に注意喚起

1月30日 「新型コロナウイルス感染症連絡会議」を開催

一般電話相談窓口(県内6か所)を開設

2月7日 「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」を設置

2月17日 国内で感染経路が判明しない例が複数確認されるなどの状況変化を受け、「新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置

・「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応とする

・保健環境センターや保健所の検査機器、防護衣等を追加確保

2月21日 県内初となる感染者の確認を受け、「警戒本部」を「対策本部」に引き上げ

・「帰国者・接触者外来」の拡充

県主催のイベントへの対応について

令和2年2月27日

今月26日、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」会議において、安倍総理より「この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」との発言があった。

これを踏まえ、県主催のイベントについては、以下のとおり、取り扱うこととする。

(1) イベント実施については、3月15日までを目安に、以下のとおり、取り扱うこととする。

- ① イベントの中止・延期を前提に検討。
特に、感染すると重症化するリスクが高い高齢者等が中心となるものは、原則として、中止又は延期
- ② この時期に実施する必要性が高く、関係者の開催の要望が強いものは、規模縮小等の対応を行いながら、感染予防に十分な配慮を行ったうえで、実施

※ 規模の縮小の例

参加人数の絞り込み、開催時間の短縮、飲食提供の中止、相互接触や対面での会話を減らすこと 等

(2) 今後については、状況等の変化を踏まえ、適宜対応

延期又は中止が決まっている県主催の大規模イベント

R2. 2. 27時点

【2月】

開催日	イベント名	担当部局 (担当課)
2月27日(木)、 3月5日(木)	城と庭の探究講座「金沢城大学」	土木部 (公園緑地課)
2月29日(土)、3月1日(日)、 3日(火)、7日(土)	OEK主催公演	県民文化スポーツ部 (文化振興課)
2月29日(土)	観能のタベ	県民文化スポーツ部 (文化振興課)
2月29日(土)	共生社会づくり県民フォーラム	健康福祉部 (障害保健福祉課)
2月29日(土)	第6回いしかわ百万石の集い (東京)	観光戦略推進部 (観光企画課)

【3月】

開催日	イベント名	担当部局 (担当課)
3月6日(金)	観世流×宝生流 華の競演	県民文化スポーツ部 (文化振興課)
3月7日(土)	いしかわ就職フェア	商工労働部 (労働企画課)
2月27日(木)~3月上旬	金沢競馬 (他場発売)	競馬事業局

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
県立学校の卒業式における対応についてR2.2.27
石川県教委

一昨日の国からの通知に基づき、昨晚、以下のとおり対応するよう県立学校に通知した。

記

- 1 生徒又は教職員が感染し、臨時休業となった場合
臨時休業の終了以降に延期

- 2 上記以外の場合、予定どおり実施。ただし、下記のとおり、適切に対応すること。

○参加人数の抑制

- ・下級生は参加させない。(ただし、送辞を読むなど役割のある生徒は除く。)
- ・保護者等の参加人数は、生徒1人につき2名以内とする。
- ・来賓についても最小限の人数に絞る。

○感染拡大防止のための衛生面での措置

- ・風邪等の症状のある者(保護者等を含む)は、インフルエンザの場合と同様に出席を見送るものとする。(ただし、丁寧に説明し理解を得ること。)
- ・手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・式典会場の入り口において、アルコール消毒液による消毒を徹底する。
- ・式典は、①保護者入場 ②換気 ③卒業生入場 の順で開始する。
- ・生徒はマスク着用を可とする。
- ・出席する保護者等にマスク着用を要請する。
- ・生徒同士、生徒と保護者との間隔を確保する。

例) 生徒の椅子の間隔は、前後方向に1m程度、左右方向に0.5m程度

生徒の座席と保護者席との間隔は、2m以上

生徒が入退場する際、保護者席との間隔は2m以上となるように配置

○式典時間の短縮

- ・卒業証書の授与は代表児童生徒のみとする。
- ・来賓祝辞を極力減らす。
- ・予行等は行わない。 など

なお、市町教委に対しても、上記県立学校の対応について、昨晚、文書により通知し、同様の対応を要請した。